

### 本人通知制度登録申請書

八 頭 町 長 様

<b>申請者</b> (区分) 1 本人 2 法定代理人 3 代理人	住 所	〒
	氏 名	
	連絡先	電話

裏面の内容に同意のうえ、八頭町住民票の写し等本人通知制度実施要綱第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

※太枠内を記入してください。

申請年月日	年 月 日		
登録者氏名	フリガナ	生年月日	明・大・昭・平
			年 月 日
本 籍			
住 所			

※代理人による申請の場合は、記入してください。

代理人氏名		生年月日	明・大・昭・平
			年 月 日
住 所		連絡先	
登録者との関係	1・未成年者の法定代理人 2・成年被後見人の法定代理人 3・その他代理人		

..... 記入しないでください .....

町記入欄

登録日	年 月 日
証明書種別	①住民票の写し ②除住民票の写し ③戸籍の附票の写し ④戸籍の除附票の写し ⑤戸籍謄(抄)本 ⑥改製原戸籍謄(抄)本 ⑦除籍謄(抄)本

事務処理欄

受 付	本人(代理人)確認書類	名簿記載事務	備 考
年 月 日 (受付者： )	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(写真付き) <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ( )	(処理日： ) (担当者： )	
		名簿番号 ( )	

注) 裏面の内容をよくお読みください。

## 本人通知制度について

- 1 本人通知制度とは、住民票の写し等（※1）を代理人又は第三者（※2）に交付した場合、交付した事実について通知する制度です。

なお、制度が利用できるのは事前登録者に限り、通知の対象は事前登録者の住民票の写し等を交付した場合に限ります。同一の住民票等に記載のある者であっても、登録をしていなければ対象になりません。

（※1）住民票の写し等とは、住民票の写し(除住民票の写しを含む。)戸籍の附票の写し(戸籍の除附票の写しを含む。)戸籍謄(抄)本(除籍謄(抄)本、改製原戸籍謄(抄)本を含む。)をいいます。

（※2）第三者とは、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の者、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の者であり、個人、法人、八業士(弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士)をいいます。

- 2 登録等の申請の受付は、八頭町役場の窓口で行います。(休日を除く)  
なお、登録日以降の交付請求が対象になります。
- 3 代理人による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1)法定代理人による申請の場合
  - (2)登録希望者が疾病その他のやむを得ない理由により自ら申請することが困難な場合なお、代理人として申請する際に、代理権を明らかにする書類(委任状、戸籍、登記事項証明書等)が必要となります。
- 4 郵送による登録等の申請は、次のいずれかの場合に限り可能です。
  - (1)登録者が疾病その他やむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合
  - (2)他の市町村に居住している場合
- 5 転出、転籍等により、登録事項に変更が生じたときは届出をしてください。変更の届出が無い場合は、登録を取り消す場合もありますのでご注意ください。  
また、登録の廃止をするときも届出が必要です。  
なお、登録者が死亡、居住不明等により住民票が消除されたとき又は対象となる証明書が、八頭町に存在しなくなったとき(除票の保存期間満了等)は登録を取り消します。
- 6 第三者に事前登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、事前登録者又は法定代理人に本人通知書を送付します。ただし、以下の場合は除きます。
  - ◎裁判及び訴訟等に関わる請求の場合
  - ◎公用による請求の場合
- 7 転出先の市町村でも登録を希望する場合は、転出先で新たに登録手続を行ってください。  
なお、本人通知制度を実施していない市町村では通知制度はありませんので、あらかじめご了承ください。
- 8 本人通知書の記載事項は、①交付年月日、②交付証明書の種別、③交付枚数、④交付請求者の種別の4事項です。交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。  
なお、④の交付請求者の種別は「本人の代理人請求」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・八業士」の4種類です。
- 9 本人通知制度において必要な場合は、登録者の住民票、戸籍等について、他の市町村への調査を行うことがありますので、あらかじめご了承ください。
- 10 本人通知制度は住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利侵害防止の一助を目的とする制度です。これ以外の目的で本制度を利用しないことに同意のうえ、登録申請をしてください。